

「放射線障害防止法に基づく放射線管理実務講習会」に参加して

公立富岡総合病院

戸塚幸雄

平成24年10月21日（日）に、神奈川県放射線管理士部会主催による「放射線障害防止法に基づく放射線管理実務講習会」が、駒澤大学深沢キャンパスにて開催されました。

今回の講習会の講義内容は、6題です。そのうち4題は、放射化物に関して、残り2題は、施設検査・定期検査及び定期確認の内容でありました。

放射化物に関する講義では、

- ・ 今年の4月1日より施行された放射線障害防止法の改正により、放射化物の取扱いに関する規制がなされたこと。
- ・ 放射線治療装置における放射化物の管理や規制対象物及び施設基準等について使用している装置の放射化物を確認しておくこと。
- ・ 放射化部品の管理方法についてはどうしたら良いのか
- ・ 直近の課題としては、故障（ターゲット等）による交換が問題となる。

などについて、講師の方より具体的な対応策等が述べら

れました。特に、放射化物の保管廃棄設備として、市販のスチールロッカーの例を上げていただいた点は大変参考となりました。



施設検査・定期検査及び定期確認に関する講義では、実際に検査員として審査に対応している原子力安全技術センターの方から注意すべき点などを説明していただきました。特に法定の記録及び帳簿の作成については細かい点まで説明していただき、大変参考となりました。

最後に、総合質疑が設けられ、日頃実務で疑問に思っていることや困っていることの質問に対して、60分の限られた時間の中で、講師の方よりわかりやすい内容で説明がなされました。振り返ってみると、私は平成19年6月3日に鶴見大学を会場に開催された講習会に初めて参加しました。当時、放射線障害の改正により新たに定期確認が義務づけられました。当院の放射線治療施設も平成20年5月に定期検査と定期確認を受審することになりました。初めてのことであり、どのような書類を用意すればよいのか、いろいろと思い悩んでいたところ、日本診療放射線技師会雑誌に掲載されたこの講習会の案内を見て、何かヒントがいただけるものと思い参加させていただきました。

この時いただいた資料を参考にし、書類を作成、定期検査・定期確認を受審したところ、検査官の方より「書類等については、良くまとめてありますね。」と講評をいただき、私自身、「講習会に参加してほんとうに良かった。」と思いました。

もし、初めて定期確認・定期検査を受審される施設の方で、私と同じ様に思い悩んでいる方、この講習会に参加してみたいはかがでしょうか。

きっと、思い悩んでいることが、解決出来ると思います。

最後に、今回の講習会を開催していただいた神奈川県放射線技師の皆さま、ならびに講師の皆さまに感謝申し上げます。次回の講習会も楽しみにしております。